平成２１年（再イ）第４３号
山形県上山市金瓶字湯坂山20番地の91
再生債務者　堀川三千代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日　　山形地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第７１号
埼玉県熊谷市柿沼952番地６
再生債務者　荒岡　和江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（再イ）第４０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目27番４号
再生債務者　田口　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２２年（再イ）第１５号
和歌山県岩出市西国分461番地の12
再生債務者　久保田和良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（再イ）第４号
島根県出雲市湖陵町三部214番地
再生債務者　田中　健治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
松江地方裁判所出雲支部民事部
平成２１年（再イ）第２８号
山口県下関市貴船町４丁目１番17―804号
再生債務者　福吉　孝一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
山口地方裁判所下関支部再生係
平成２２年（再イ）第５号
山口県下関市山の田北町３番18―101号　稗田県営住宅18号棟
再生債務者　下田　洋喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
山口地方裁判所下関支部再生係
平成２２年（再イ）第８号
山口県下関市彦島角倉町３丁目６番43号
再生債務者　山田　勝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月17日
山口地方裁判所下関支部再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第17号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年６月11日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成22年６月30日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第N101号
2、名称　日本スタンドサービス株式会社
3、住所　東京都目黒区碑文谷２―21―６
4、特定計量器の種類　燃料油メーター

独立行政法人理化学研究所公告

平成22年６月30日
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の定年制職員退職金規程の一部変更
定年制職員退職金規程の一部を平成22年３月25日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。
なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成21年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成22年７月１日より下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。
平成22年６月30日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎
記
1　記３⑽㈡ハを次のとおり改める。
㈡ハ　割引を適用する期間
平成22年４月１日から平成22年９月30日までの間

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成22年阪神高速公告第16号
平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成22年７月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成22年６月30日
阪神高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　木下　博夫
記
1．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｄ中「６月30日」を「９月30日」に改める。
2．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ニｄ中「６月30日」を「９月30日」に改める。

本州四国連絡高速道路株式会社平成21事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日）決算等に関する公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告第４号
平成22年６月30日
兵庫県神戸市中央区小野柄通四丁目１番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　伊藤　周雄

1　平成21事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸　借　対　照　表　の　要　旨

（平成22年３月31日）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
資産の部	
流動資産	16,711
固定資産	21,660
高速道路事業固定資産	8,976
有形固定資産	8,775
無形固定資産	201